

## 新潟市空家等対策計画の変更について

### 1. 変更の概要

本計画の対象とする空家等に、「市の所有する空き公共施設」を加える。

※「新潟市財産経営推進計画」に基づく、「市の所有する空き公共施設（空き建築物）」の方針を記載するもの

### 2. 変更（公表）年月日

平成30年3月30日（金）

### 3. 市民意見提出手続（パブリックコメント）について

市民意見提出手続を実施して定めた「新潟市財産経営推進計画」の方針を、本計画に位置づけるものであるため実施しない。

※新潟市市民意見提出手続条例第4条第1項第5号に該当

#### 新潟市市民意見提出手続条例【抜粋】

（適用除外）

第4条 前条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する政策については、適用しない。

ただし、市長等が市民意見提出手続を実施する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (5) 2以上の政策が相互に密接な関係を有する場合において、一方の政策を定めるに当たり市民意見提出手続を実施した後に当該一方の政策を踏まえて他方の政策を定めようとするときの当該他方の政策

### 3 計画の対象地区、対象とする空家等

本計画の対象地区は、新潟市全域とします。

また、本計画で対象とする空家等は、法第2条第1項に規定される「空家等」(法第2条第2項で規定される「特定空家等」を含む。)とします。

法における「空家等」とは、以下の①から③のすべてに該当するものをいいます。

- ① 建築基準法に定義される「建築物又はこれに附属する工作物」及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)であること
- ② 居住その他の使用がなされていないことが常態であること
- ③ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものでないこと

ただし、本計画では、将来、空家等となることを予防する観点からの対策も含まれることから、「空家等」となる見込みのある住宅等も対象とします。

(追加)

なお、「空家等」の定義ではすべての建築物を対象としています。住宅が最も多くの割合を占めていることから、本計画では住宅を中心に整理・記載しています。

**【空家等】(法第2条第1項)**

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

**【特定空家等】(法第2条第2項)**

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### 3 計画の対象地区、対象とする空家等

本計画の対象地区は、新潟市全域とします。

また、本計画で対象とする空家等は、法第2条第1項に規定される「空家等」(法第2条第2項で規定される「特定空家等」を含む。)とします。

法における「空家等」とは、以下の①から③のすべてに該当するものをいいます。

- ① 建築基準法に定義される「建築物又はこれに附属する工作物」及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)であること
- ② 居住その他の使用がなされていないことが常態であること
- ③ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものでないこと

ただし、本計画では、将来、空家等となることを予防する観点からの対策も含まれることから、「空家等」となる見込みのある住宅等も対象とします。

また、市所有の公共施設についても、人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、効率的な管理・利活用を図るため、集約化や統廃合などの検討や見直しを進めていくこととしています。廃止となった空き公共施設については、「新潟市財産経営推進計画」に基づき、用途転換や売却などにより有効活用に取り組みます。

なお、「空家等」の定義ではすべての建築物を対象としています。住宅が最も多くの割合を占めていることから、本計画では住宅を中心に整理・記載しています。

**【空家等】(法第2条第1項)**

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

**【特定空家等】(法第2条第2項)**

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。